

# ゆたか



(金鱗湖周辺の紅葉)

No.161

2017.11.1



公益社団法人  
大分法人会

E-mail [ho-oita@orion.ocn.ne.jp](mailto:ho-oita@orion.ocn.ne.jp)  
URL <http://www.oitakenhouren.com/oita/>

CONTENTS

- 01 国税だより
- 05 県からのお知らせ
- 07 市からのお知らせ
- 09 法人会の活動
- 16 新入会員紹介
- 17 税の暦
- 18 これからの行事予定
- 19 お知らせ



## 理 念

法人会は税のオピニオンリーダーとして  
企業の発展を支援し  
地域の振興に寄与し  
国と社会の繁栄に貢献する  
経営者の団体である

## 行 動 規 範

### 「税のオピニオンリーダーとしての責務」

- 法人会は、税に対する第一人者として、租税の理解に努めます
- 法人会は、企業とりわけ中小企業の立場から望ましい税制・財政のあり方について調査研究を行い、提言します
- 法人会は、税に関する研修会等を通じ、納税意識の高揚と税知識の普及啓蒙を図ります

### 「企業の発展を支援するものとしての責務」

- 法人会は、研修活動・情報提供を通じて、企業の健全な発展を支援します
- 法人会は、会員相互の交流・情報交換を促進して、企業価値の向上を支援します
- 法人会は、税制提言等の活動を通じて、企業の事業継続を支援します

### 「地域の振興に寄与するものとしての責務」

- 法人会は、社会貢献活動を通じて、地域の振興に寄与します
- 法人会は、地域の未来を担う人材の育成を支援します
- 法人会は、税制提言等の活動を通じて、地域の人々が安心して暮らせる社会づくりに貢献します

### 「法人会会員としての責務」

- 法人会会員は、税や経営の研修、地域企業との交流を通じて自己研鑽を図り、企業価値の向上に努めます
- 法人会会員は、企業経営者としての責務を自覚し、納税面や雇用面で国や地域に貢献できるよう努めます
- 法人会会員は、地域社会の一員としての自覚を持ち、社会貢献活動等法人会の活動に積極的に参画します

### 表紙写真の募集

（公社）大分法人会では、会報誌「ゆたかの」表紙の写真を募集しています。これまで未発表のもので会報誌の表紙にふさわしい写真をお持ちの方はふるって応募いただきたいと思います。

写真をデータで保存している方はメールでお願いいたします。

## 税務署からのお知らせ

### 11月11日から17日までは「税を考える週間」です

「税を考える週間」は、国民生活に深いかわりを持っている税について、その意義（必要性）及び役割（使途）を分かりやすく説明することにより、国民の皆様の税に対する理解をより深めていただくために設けています。

今年は、「くらしを支える税」をテーマとして、適正・公平な課税及び徴収の実現に向けた国税庁の取組や今後の課題について、様々な機会を通じて紹介することとしています。

なお、国税庁ホームページ内に、「くらしを支える税」をテーマとした特設ページを設け、国税庁の各種取組について紹介していますので、是非ご覧ください。

※ 国税庁ホームページアドレス [【www.nta.go.jp】](http://www.nta.go.jp)

### 平成29年分 年末調整説明会日程表

対象者	開催日時		会場
由布市の方	11月16日(木)	10:00~12:00 13:30~15:30	由布市役所 本庁舎(庄内庁舎) 3階大会議室 由布市庄内町柿原302
大分市の方 (市内中心部、西大分、弁天、 今津留、高松方面の方)	11月20日(月)	10:00~12:00 13:30~15:30	ホルトホール大分 1階大ホール 大分市金池南1丁目5番1号
大分市の方 (上記以外の方)	11月21日(火)	10:00~12:00 13:30~15:30	

※ 説明会は午前及び午後とも、1回ずつ行います。

※ 説明会会場には説明会用の駐車場の用意はありませんので、公共交通機関をご利用くださるようお願いいたします。

(注) 各種用紙につきましては、説明会会場にもご用意しておりますが、不足するものにつきましては**国税庁ホームページからのダウンロードやコピーでの対応も可能です。**是非、ご活用ください。



国税に関するお問い合わせは、最寄りの税務署にお尋ねください。  
大分税務署（電話 097-532-4171(代表)）※自動音声案内「2」番

## 給与と所得者の方へ

### ○ 平成30年分以降の配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いについて

毎月(日)給与等の支払を受ける際に源泉徴収される税額は、扶養親族等の数(配偶者及び扶養親族の合計数等)に応じて計算しますが、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに伴い、配偶者に係る扶養親族等の数の計算方法が変更されました。

このため、平成30年1月1日以後、最初の給与等の支払を受ける日の前日までに給与等の支払者に提出する「平成30年分 給与と所得者の扶養控除等申告書」の記載内容が変更されます。

また、平成30年分の年末調整又は確定申告において適用を受ける配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額についても見直しが行われました。

#### 「平成30年分 給与と所得者の扶養控除等申告書」(「源泉控除対象配偶者」欄)への記載要否

		給与と所得者本人の合計所得金額(見積額) (給与所得だけの場合の給与と所得者本人の給与等の収入金額)					
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	1,000万円超 (1,220万円超)		
(給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額)	配偶者の合計所得金額 (見積額)	38万円以下 (103万円以下)	記載要否	○	×	×	×
			(非世帯組)	(○)	(○)	(○)	(○)
			控除額 (老人控除)	38万円 (48万円)	26万円	13万円 (16万円)	0円 (0円)
	38万円超 85万円以下 (103万円超 150万円以下)	記載要否	○	×	×	×	
		(非世帯組)	(×)	(×)	(×)	(×)	
		控除額	38万円	26万円	13万円	0円	
	85万円超 123万円以下 (150万円超 201万6千円未満)	記載要否	×	×	×	×	
		(非世帯組)	(×)	(×)	(×)	(×)	
		控除額	36万円～ 3万円	24万円～ 2万円	12万円～ 1万円	0円	

- ※1 上記の記載要否欄が「○」とされている箇所(源泉控除対象配偶者)に該当する場合には、配偶者を扶養親族等の数に含めて毎月(日)の源泉徴収税額を計算します。
- 2 同一生計配偶者(合計所得金額(見積額)が38万円以下である配偶者)が障害者に該当する場合は、扶養親族等の数に1人を加算して毎月(日)の源泉徴収税額を計算します(改正前も同じ)。
- 3 控除額欄の金額は、平成30年分の年末調整又は確定申告の際に控除される金額となります。
- 4 扶養控除等申告書に記載した源泉控除対象配偶者又は障害者に該当する同一生計配偶者が非居住者に該当する場合には、当該申告書を提出する際にその配偶者に係る「親族関係書類」を添付する必要があります。
- 5 年の途中で給与と所得者又は配偶者の合計所得金額(見積額)に異動があり、源泉控除対象配偶者に該当する(しない)こととなった場合には、その異動があった日後最初に給与等の支払を受ける日の前日までに「給与と所得者の扶養控除等異動申告書」を給与等の支払者に提出することとされています。

#### 平成30年分 給与と所得者の扶養控除等(異動)申告書

所得者氏名	給与の支払者 の氏名	〒	年 月 日	給与支払先
所得者 の住所	給与の支払者 の住所	上記の記載要否欄が「○」とされている箇所に該当する場合には、「平成30年分 給与と所得者の扶養控除等申告書」の「源泉控除対象配偶者」欄への記載が必要となります。		
区 分 等 (「セロコシ」)	職 業 等	収入控除率	所得控除率	異動日及び事由
源泉控除 対象配偶者 (扶養)	扶 養 等	異動日	異動事由	



e-Taxを使った **とても便利な**  
**納税証明書のオンライン請求を**  
**ぜひご利用ください!!**



メリット  
**1**

**手数料が  
安価です。**

1 税目 1年度  
1枚 370円(通常400円)

メリット  
**2**

**窓口での  
待ち時間が  
短縮できます。**

イータックス  
**e-Tax**

詳しい手続は裏面をご覧ください。➡

**国税庁**



## オンライン請求の手順

納税証明書のオンライン請求に当たっては、e-Tax ホームページ ([www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)) の e-Tax ソフト (WEB版) または e-Tax ソフト (SP 版) をご利用ください。代理人による請求データの送信と税務署窓口での受取も可能です。(代理人による受取には委任状が必要となります。)

1

### 自宅等のパソコンやスマートフォン等で納税証明書請求データを作成

e-Tax ホームページ ([www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)) の e-Tax ソフト (WEB版) から作成できます。メインメニューの「申告・申請・納税」内の「新規作成」から、「納税証明書の交付請求 (署名省略分)」を選択し作成してください。

なお、スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Tax ソフト (SP 版) から作成できます。  
(右のコードからアクセスしてください。 [www.e-tax.nta.go.jp/sp/index.html](http://www.e-tax.nta.go.jp/sp/index.html)) →

(注) e-Tax を初めてご利用になる場合は、開帳届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。



2

### オンライン請求

画面表示に従い必要事項を入力し、「送信」をクリック (タップ) してください。

(注) 請求データの送信に電子署名及び電子証明書の添付は不要です。

3

### 税務署窓口で本人確認

税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類 (運転免許証など) 及び個人に係る請求の場合は番号確認書類 (マイナンバーカードなど) をご提示ください。

代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類 (運転免許証など) のほか、個人に係る請求の場合には本人の番号確認書類 (マイナンバーカードなど) の写しが必要です。

なお、本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものとに分れます。詳しくは国税庁ホームページ ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)) をご確認ください。

4

### 4 納税証明書の受取 手数料を納付し、納税証明書を受け取ります。

#### 郵送または電子ファイルで受け取る場合

本人の電子署名を付与し、電子証明書を添付して送信することで、次の方法により納税証明書を受け取ることができます。

- (注) e-Tax ソフト (SP 版) では、ご利用になれません。
- (注) 電子証明書の取得やICカードリーダー・グライダの購入等の事前準備が必要です。
- (注) インターネットバンキングや ATM 等からページを利用して手数料 (郵送の場合は手数料+郵送料) を電子納付する必要があります。

- ① 郵送で書面受取 (別途郵送料がかかります。)
- ② e-Tax で電子納税証明書 (電子ファイル) をダウンロード (ダウンロードした電子ファイルは有効期限内であれば何處でもお使いいただけます。)(注) あらかじめ、提出先に電子納税証明書 (電子ファイル) の提出が可能か確認してください。

#### e-Tax の利用可能時間

▶ 月曜日～金曜日の8時30分～24時 (祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)  
5月、8月、11月の最後の土曜日及び日曜日の8時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合があります。時間により延長する場合がありますので、事前に e-Tax ホームページでご確認ください。

e-Tax ホームページ [www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

Q イータックス

検索

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Tax ソフトの操作方法、よくある質問 (Q&A) など、e-Tax に関する最新の情報について e-Tax ホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Tax の操作に関する質問は「e-Tax 作成コーナーヘルプデスク」(TEL.0570-01-5901)へお問い合わせください。ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時 (祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)



## 県からのお知らせ

# 不正軽油情報提供について

### 不正軽油情報提供のお願い



**不正軽油**とは、軽油に重油や灯油を混和したり、重油と灯油を混和したりして製造された油を言います。

**不正軽油**を製造、販売、使用することは、軽油引取税の脱税行為であるばかりでなく、公正な市場競争を阻害し、環境や人体に悪影響を及ぼす有害物質を排出する原因となります。

異常に安い価格で軽油が販売されている、不審な工場ができて見慣れないタンクローリーが出入りしているなどの情報は、最寄りの県税事務所又は県税務課までお願いします。



安心・活力・発展



このチラシに関するお問い合わせは、  
大分県税務課 電話097-506-2384まで

## 法人県民税・事業税、地方法人特別税の電子申告受付サービスを行っています(お知らせ)

大分県では、地方税ポータルシステム（e L T A X；エルタックス）（注）を利用したインターネットによる法人県民税・事業税、地方法人特別税の申告受付サービスを行っています。

また、法人の設立届などの申請受付サービスもできるようになりました。

このサービスをご利用されると、これまでのように県税事務所の窓口へ出向いたり、郵送する手間が省け、また、複数の都道府県への申告が一度にできます。

なお、ご利用いただく場合は、事前に届出が必要になります。

### 電子申告のその他のメリット

- 1 エルタックスに対応した民間の税務、会計ソフトでそのまま申告できます。
- 2 申告書作成のチェック機能により、入力・計算誤りを防止できます。
- 3 申告書作成のサポート機能がたくさんあります。

詳細は、大分県庁ホームページ（<http://www.pref.oita.jp/site/zei/>）をご確認ください。

---

注 地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。

e L T A Xは、地方公共団体で組織する「一般社団法人地方税電子化協議会」が運営しています。

### <<電子申告を利用する場合の事前手続き>>

① e L T A Xホームページ（<http://www.eltax.jp/>）にアクセスし、WEB d e s kの「利用届出窓口」から届出を行ってください。

なお、利用届出のときに電子署名が必要になります（関与税理士の署名でも可）ので、予めご準備ください。

また、受付時間は、平日の8時30分から24時までとなっていますのでご注意ください。

②利用届出を受付後、電子申告に必要な利用者IDや仮暗証番号等に関する通知書が地方税電子化協議会からE-mailにより通知されます。

③ e L T A Xホームページからソフトウェアをダウンロードして使用してください。



## 市からのお知らせ

**事業のために用いている資産(償却資産)は申告が必要です。**

＜申告が必要な償却資産とは＞

個人・法人を問わず商店や農業、漁業、不動産業、工場などを営んでいる方が、その事業のために所有している土地・家屋以外の構築物や機械、工具・器具等の資産を「償却資産」といい、資産の所在する市町村に申告が必要です。

土地・家屋と同じように固定資産税の対象となります。

税務署へ確定申告で減価償却資産について申告済みの場合も、別途市役所へ償却資産の申告が必要です。

### ■償却資産の具体例

#### ◇構築物

広告塔、駐車場舗装、フェンス、内装費、ビニールハウスなど



#### ◇機械及び装置

各種製造設備の機械及び装置、  
太陽光発電設備、機械式駐車設備など



#### ◇船舶・航空機

遊漁船・漁船、ヘリコプター、ドローンなど



#### ◇車両及び運搬具

大型特殊自動車に該当するブルドーザー、クレーン車など  
(ナンバープレートの分類番号が0、00～09、000～099、  
9、90～99、900～999のもの)、構内運搬具など



#### ◇工具・器具及び備品

パソコン、陳列ケース、看板、応接セット、  
冷蔵庫、エアコン、医療機器、理・美容業機器など



※主に所得の申告において、減価償却費として計上しているものが対象となります。(家屋や自動車税・軽自動車税の対象となるものは除きます)

### ■提出日及び提出先

法定申告期限は**1月31日**です。毎年1月1日(賦課期日)現在所有している資産を申告してください。  
期限までに「大分市財務部資産税課 償却資産担当班」まで提出していただきますようお願いいたします。  
(申告用紙は資産税課に用意しています。)

ご不明な点等ございましたら、下記担当までお問い合わせください。

大分市 財務部 資産税課 償却資産担当班  
〒870-8504 大分市荷揚町2番31号(第二庁舎3階)  
Tel 097-537-7293(直通) Fax 097-534-6132

## 市税の封筒に広告を掲載しませんか!

大分市では、市税、使用料等に続く新たな財源を確保するとともに、地域経済の活性化に資することを目的として広告料収入事業を行っていますが、その一環として3種類の納税通知書送付用封筒に掲載する広告〈全国的に珍しいカラー掲載〉を募集します。

### 申込方法

各期限内に広告掲載申請書と広告原案等を添付して申込

### 選定方法

申込み参加資格・広告内容の審査で適当であると認められる提出者の中で、申込価格が最も高いもの

※必要書類や広告掲載までの流れなど詳しくは、市ホームページをご覧ください。下記お問合せ先（提出先）へ

大分市 市税 広告

検索

種類 項目	固定資産税・都市計画税	軽自動車税	市・県民税
送付対象者	土地や建物、償却資産を所有されている方	原動機付自転車や軽自動車等を所有されている方	住民税が課税される方（普通徴収分）
募集期間 (土・日・祝を除く 8:30~17:15、 最終日は17:00)	平成29年11月1日【水】 ~11月30日【木】	平成29年11月15日【水】 ~12月15日【金】	平成30年1月9日【火】 ~2月8日【木】
封筒と掲載 サイズ等 (縦×横)	長形3号(120mm×235mm) 封筒の裏面 (60mm×200mm)	定形内(120mm×227mm) 封筒の裏面 (60mm×180mm)	長形3号(120mm×235mm) 封筒の裏面 (60mm×200mm)
印刷予定枚数	167,000枚	120,000枚	103,000枚
使用期間	平成30年4月上旬 ~翌31年3月末	平成30年5月上旬 ~同年7月末	平成30年6月上旬 ~翌31年5月末
最低価格(税抜)	29.6万円	27.5万円	22.5万円
お問合せ先 (提出先)	資産税課 TEL097-537-5610	税制課 TEL097-537-7314	市民税課 TEL097-537-5609

### 【イメージ】

(表)



(裏)

## 法人会の活動

### 第34回全国大会（福井大会）開催

10月5日（木）、（公財）全国法人会総連合の「第34回全国大会（福井大会）」が、福井県福井市の福井県産業会館で開催され、（公社）大分法人会から矢野会長ほか8名が出席した。

当日は、国税庁長官をはじめ、金沢国税局長、福井県知事、福井市長など多数のご来賓を迎え盛大に開催された。

大会では、全国から約1,800名の経営者が参加し、「平成30年度税制改正に関する提言」についての大会宣言を行ったほか、青年部が中心となって進めている「租税教育活動」の報告が南九州法人会連絡協議会の鹿屋肝属法人会青年部により行われた。

今大会の記念講演は、毎日新聞専門編集委員の与良正男氏が「今後の政治と経済の行方」と題して講演を行った。



▲ 全法連小林会長あいさつ



▲ 記念講演（与良正男氏）



▲ 歓迎セレモニー



▲ 全国大会参加者

## 経営税務セミナー開催

9月12日（火）、（公社）大分法人会青年部会（部会長江玉睦秀）は、東京商工リサーチ大分支店チーフの児玉豊武氏を講師に招き「大分県内の景気動向について」と題してセミナーを開催した。

内容については、スクリーンを使い、目で見ながらの研修で分かりやすい研修会であった。



▲ 講師の児玉豊武氏



▲ 研修会場の様子

## 新設法人説明会

9月20日（水）、（公社）大分法人会（会長矢野利幸）は、大分税務署会議室において新設法人説明会を開催した。新設法人説明会は、大分税務署との共催として開催しており、当日は、法人税等について、碓山研郎上席調査官が講師となり、新規に設立した法人を対象に説明会を実施した。また、e-Tax、ダイレクト納付の利用についての説明を首藤憲二統括官が行った。

説明会では、全国法人会総連合が作成した「新設法人のための会社の税金ガイドブック」「会社の決算・申告の実務」を使用して法人税の経理処理、消費税、源泉所得税等についての説明を行った。



▲ 講師の碓山上席



▲ 研修会場の様子

## ダニエル・カール氏公開講演会開催

9月15日（金）、（公社）大分法人会女性部会（部長佐藤利子）は、山形弁研究家でタレント、会社経営者でもあるダニエル・カール氏を講師に招き公開講演会をトキハ会館ローズの間において開催した。

演題は、「がんばっぺ！オラの大好きな日本」。講師は、高校生の時の留学がきっかけで日本とのかかわりが始まり、大学時代には大阪、京都、佐渡島にも居住した経験を持っている。また、大学卒業後、文部省の英語指導主事助手として山形県に勤務し、山形弁と出会っている。

講演内容は、日本は、目で感じるバラエティ（景色）、耳で感じるバラエティ（言葉）、舌で感じるバラエティ（味）に富んだ素晴らしい国である。

また、日常生活において当たり前と思っているかもしれないが、日本は、世界一の交通システムを持ち、世界一の治安の良さがあり、水道から直接水が飲めるなど、世界に誇れるものがたくさんある。もう少し日本の自慢をしてもよいのではないか。自慢と謙虚さのバランスについても講演された。



▲ 講師のダニエル・カール氏



▲ 会場の様子



▲ 会場の様子



▲ 講師を囲んで

## 税に関する書写コンクール審査会の実施

(公社)大分法人会女性部会(部会長佐藤利子)は、大分市・由布市の小学6年生を対象とした税に関する書写コンクールに取り組んでいる。本年度は、37校より519点の作品の応募があった。9月25日(月)、大分商工会議所大ホールにおいて、今井南伸先生を審査員に招き審査を行った。審査の結果、最優秀賞には大分市立下郡小学校の吉田蘭さんの作品が選ばれた。審査結果は次のとおりである。(敬称は省略、また、学校名も略略表記、順不同で掲載。ご了承ください。)

- 《最優秀賞》 吉田蘭(下郡小)
- 《金 賞》 阿部秀俊(三佐小)、穴本和奏(滝尾小)、高橋怜花(大在小)
- 《銀 賞》 佐藤志音(寒田小)、末光叶歩(城南小)、鶴田美羽(滝尾小)、長野文香(西の台小)、水上太晴(由布川小)、水之江優輝(滝尾小)
- 《銅 賞》 阿賀朋花(明治小)、安部渚沙(豊府小)、大久保椰(明治小)  
大友優雅(松岡小)、小川鈴葉(滝尾小)、亀山里奈(戸次小)  
川崎友愛(大在小)、河野凧紗(寒田小)、河野美羽(豊府小)  
小坂寧々(高田小)、首藤明星(西の台小)、塚崎ひなの(三佐小)  
友永妃香(滝尾小)、中村ちひろ(豊府小)、南星(田尻小)  
山路琳(大在小)、幸告美(寒田小)、横山心優(植田小)  
吉原早紀(明治小)、米本千夏(明野東小)



▲ 審査会場の様子



▲ 審査会場の様子



▲ 審査会場の様子



▲ 審査会場の様子

## 婚活イベント開催

10月7日（土）、（公社）大分法人会青年部会（部会長江玉睦秀）は、トキハ会館において第23回婚活イベントを開催した。

今回は、男女各24名合計48名のイベントであったが、定員以上の応募があり、抽選を行い参加者を決定した。

1対1のプロフィールトークから始まり、途中で飲食タイムや、ゲームを行いながら進行している。ゲームでは、豪華な景品があたることもあり、毎回の事ながら、盛り上がっている。結果は9組のカップルが誕生した。

今回は、12月10日（日）に開催が決定しております。チラシを同封していますので、是非ご覧ください。



▲ プロフィールトークの様子



▲ ゲームの様子

## 常任理事会開催

10月11日（水）、（公社）大分法人会（会長矢野利幸）は、大分オアシスタワーホテルにおいて常任理事会を開催した。当日は御来賓として大分税務署の柳原信也署長、東龍一郎副署長、井手雄一郎法人課税第1部門統括官をはじめ、関係統括官等のご臨席を賜り、公益事業の取組について上半期の報告と下半期の行事計画等の確認を行った。

会議では、平成31年度に開催される「全国青年の集い」をはじめ、南九連の女性の集い等、各種行事の確認を行った。

また、当面の緊急課題である「無期転換ルール」や「消費税の軽減税率に関する補助金」についても討議を行った。

## 地域イベントに参加

10月8日（日）、（公社）大分法人会東ブロック（ブロック長福本祐二）は、税のPR活動の一環として毎年「おおさいワッショイ」に参加している。

今年もお祭り会場の特設ステージで小学生を対象とした「税の〇×クイズ」を実施した。

当日は、終日にわたって寺園公園にブースを設置し、応募型の税金クイズを実施した。

また、会場周辺において、税のPRティッシュ等を配布した。また、11月に開催する公開講演会の広報も行った。

法人会のブースでは、クイズに挑戦する小学生でにぎわいをみせていた。



▲ 〇×クイズの様子



▲ 〇×クイズ決勝戦の様子



▲ 法人会ブースでの様子



▲ 法人会ブースでの様子



## 「県青年の集い」参加

10月13日（金）、（公社）大分法人会青年部会（部長江玉睦秀）は、（一社）大分県法人会連合会青年部会連絡協議会（会長星野賢一）主催の「青年の集い豊後大野大会」に参加した。この集いは、青年部会が活動の中心としている「租税教室」についての発表の場となっている。

当日は、南九州法人会連絡協議会において活動報告を行う中津法人会が活動状況の発表を行った。

また、大分県金融広報委員会金融アドバイザーの矢野英昭氏を講師に迎え、「大分県経済の現状と見通し」と題して開催された記念講演会を聴講した。



▲ 星野県青連協会長のあいさつ



▲ 中野法人課税課長のあいさつ



▲ 講師の矢野英昭氏



▲ 会場の様子

## 新会員ご紹介

(順不同 敬称略)

事業所名	代表者氏名	所在地	業種
(関) M S C	森山初男	大分市大字宮崎933番地2	病院
(南) 富城物産	劉懿喆	大分市政所3684番地	卸売業
(南) 富城食品	劉懿喆	大分市政所3684番地	小売業
富城陽光(株)	劉懿喆	大分市政所3684番地	電気業
(佛) 大分都市開発	藤大輔	大分市金池南1丁目9番11号	建設
牧和生	首牧大和	大分市碩田町2丁目3番18号	不動産業
Libra合同会社	板寺裕樹	大分市荏隈130番地の15	中古車販売
合同会社ゼロケット	掛川淳	大分市上野丘東6番2号403	中古車販売
Fugue Hair Project	掛足尊士	大分市金池南1丁目6-11 102	美容業
日本ヒューマンメディア(株)	田中新二	大分市賀来北2丁目13番10号	医療器製造販売
荒井プロック	荒井国弘	大分市賀来南1丁目13-34-1	建設業
アイシン(株)	上野末吉	大分市大字葛木590-11	小売業
工藤電設	藤伸司	大分市青崎1-9-13	製造業
合同会社	田庄章	大分市大道町3丁目4番33	小売業

ご加入ありがとうございました。また、加入のご紹介にご尽力くださった方々に厚くお礼申し上げます。(平成29年8月1日から平成29年10月13日受付まで)

## ～税理士はこんな仕事をしています～

- あなたの税務代理をします。  
税金の申告、申請、請求、不服申立
- あなたの税務書類を作成します。  
申告、申請、請求、不服申立の書類の作成
- あなたの税務相談に応じます。  
申告や主張、陳情、または申告書の作成に関する相談
- 会計業務を行います。  
財務書類の作成(決算書など)  
会計帳簿の記帳代行(元帳、試算表などの作成)  
財務に関する事務(立案、相談、公的機関や金融機関に届ける会計書類など)
- 税務調査の立ち会いをします。(税務代理)
- その他  
・経営分析、経営指導・財産の管理・議事録などの整理  
・融資申告の手続・税理士業務に付随して行う社会労働保険の事務

納税者の信頼にこたえる  
企業経営者のニーズにこたえる  
社会の要請にこたえる



企業と暮らしのホームドクター  
税理士 皆尾たすく

これらのご相談は、税理士事務所、または、下記の事務局へおたずね下さい。

### (事務局) 南九州税理士会大分支部

大分市都町1丁目3番22号大分都町ビル7F  
電話 5 3 2 - 2 9 7 4

## 税の暦12月～2月

これから3か月間の税に関する届け出、申請納付についてお知らせするコーナーです。期限等を確認し、手続きもれや納付もれがないかチェックの参考としてください。なお、この情報は法人会事務局調べによるものです。記載漏れ等がある場合もありますので、もう一度、貴社での検討・確認をお願いいたします。

### 12月の税

源泉所得税11月分納付期限（11日）、住民税納付期限（特別徴収分11日）、県民利子割・配当割申告及び納付期限（11日）、ゴルフ場利用税申告及び納付期限（15日）、10月決算法人の法人税、消費税及び地方消費税の申告及び納付期限（1月4日）、10月決算法人の法人県民税・事業税・法人市民税の申告及び納付期限（1月4日）、軽油引取税申告及び納付期限（1月4日）、県たばこ税申告納付期限（1月4日）

### 1月の税

源泉所得税12月分納付期限（10日）、住民税納付期限（特別徴収分10日）、県民利子割・配当割申告及び納付期限（10日）、県民税株式等譲渡所得割申告納入期限（10日）、ゴルフ場利用税申告及び納付期限（15日）、源泉所得税納期の特例納付期限（22日）、11月決算法人の法人税、消費税及び地方消費税の申告及び納付期限（31日）、11月決算法人の法人県民税・事業税・法人市民税の申告及び納付期限（31日）、軽油引取税申告及び納付期限（31日）、県固定資産税申告期限（31日）、県たばこ税申告納付期限（31日）、産業廃棄物税申告納付期限（31日）

### 2月の税

源泉所得税1月分納付期限（13日）、住民税納付期限（特別徴収分13日）、県民利子割・配当割申告及び納付期限（13日）、ゴルフ場利用税申告及び納付期限（15日）、12月決算法人の法人税、消費税及び地方消費税の申告及び納付期限（28日）、12月決算法人の法人県民税・事業税・法人市民税の申告及び納付期限（28日）、軽油引取税申告及び納付期限（28日）、県たばこ税申告納付期限（28日）

#### 税についてのお問い合わせ先

国税（大分税務署）	☎ 097-532-4171（代表）
県税（大分県）	☎ 097-536-1111（代表）
県税（大分県税事務所）	☎ 097-506-5771（代表）
市税（大分市役所）	☎ 097-534-6111（代表）
市税（由布市役所）	☎ 097-582-1111（代表）

## これからの行事予定

日付	行事名等	会場等
平成29年11月13日	税を考える週間 公開講演会（講師：門田隆将氏） 演題：修羅場におけるリーダーシップ ※聴講料は無料です。誰でも参加できます。	レンブラントホテル大分 2F 二豊の間
平成29年11月17日	平成30年度税制改正要望活動 大分県知事・県議会議長	県庁 市役所
平成29年11月28日	経営税務セミナー 講師：緒方幸治社会保険労務士 今回は「無期転換ルール」について開催 します。整備の期限が迫っています。 ※聴講料は無料です。誰でも参加できます。	
平成29年12月13日	城東ブロック公開研修会及び講演会 各種補助金についての研修会や矢野大和 氏の講演会などを開催します。 ※聴講料は無料です。誰でも参加できます。	明野アクロスホール
平成30年2月5日	べつだいウォーク Tウェーブで税金クイズを実施します。	田ノ浦 Tウェーブ

上記の活動予定は、日程が確定しているもののみを掲載しています。  
研修会や講演会は入場無料ですが、事前の申し込みをお願いいたします。  
各種の行事の詳細につきましては、ホームページに掲載いたします。なお、ホームページ  
のアドレスは下記のとおりです。

URL : <http://www.oitakenhouren.com/oita/>



## 消費税軽減税率制度導入に係る 補助金をご存知ですか

会員の皆様をはじめ、事業者の皆様は、平成31年度10月1日から実施される消費税率変更に伴う軽減税率の対応を検討中のことと思います。

軽減税率に対応するため、レジスターの買い替えやシステムの変更などを検討されているのではないかと思います。

ファイナンスリースを利用して、複数税率対応レジや受発注システム等を導入・改修・入替する場合も補助対象となります。

現在、中小企業庁では「中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金」の申請を受け付けており、最終申請期限は、平成30年1月31日となっています。

詳細につきましては、中小企業庁ホームページをご覧ください。

中小企業庁ホームページは <http://www.chusho.meti.go.jp> です。

## お済みですか？無期転換ルール対策

皆様の事業所の社員(従業員)の方は、全員正社員ですか。パート社員、アルバイト社員、嘱託社員、契約社員、派遣社員(以下「有期契約社員」という。)の方はいませんか。

平成25年にスタートしました「無期転換制度」(根拠法・改正労働契約法、改正高齢者雇用安定法)をご存知ですか。30年問題と言われ、これまであまり議論をされていないかと思いますが、30年3月末が目前に迫ってまいりました。

この無期転換制度とは、有期契約社員がいる場合、その契約期間が5年(1年更新で5年経過等も含む)を超えると契約期間を無期とするように申し込むことができる制度です。

「人材を確保できる。」また、「従業員の士気の高揚につながる。」といったメリットもありますが、問題点もたくさんあります。

自社の雇用形態を確認し、雇用形態に合った制度作りを検討してください。

次のような問題点が指摘されています。

- ・問題のある契約社員からの無期転換も強制される。
- ・定年後に再雇用した嘱託社員についても適用される。
- ・無期転換した契約社員については、定年がなくなる。
- ・転勤等において正社員との不均衡が発生する恐れがある。

この「無期転換ルール」は、多くの事業所に影響のある制度であると認められることから、(公社)大分法人会では、無期転換ルールについての研修会を計画しました。11月28日(火)18時30分から20時までの1時間半、ソレイユにおいて開催いたします。(主管、青年部会事業研修委員会)

同封の経営税務セミナー開催のご案内を利用して、お申し込みください。



法人会のビジネスガード  
**Business Guard**



## 世界有数の地震国、日本！ いつ、どこで大地震が発生しても 不思議ではありません。

地震災害のリスクに備えて、  
回避・低減の対策を！



プロパティガード  
**Property Guard**

## 法人会の企業地震保険

企業財産保険+財物損害補償特約+地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約用)

**地震災害のリスクから会員企業をガードします！**

お問合せ先

大分支店

〒870-0045 大分県大分市城崎町1-3-31 富士火災大分ビル6F  
TEL:097-532-5102 FAX:097-532-8624  
(受付時間:午前9時から午後5時まで 土・日・祝日・年末年始を除く)

AIU損害保険株式会社  
URL:<http://www.aiu.co.jp>

この広告は保険の概要をご説明したものです。  
建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってはお引き受けができない場合がありますのであらかじめご了承ください。

# 新登場!

病気やケガで働けなくなったときの

## 給与 サポート保険



ご存知  
ですか?

病気やケガで入院した人の

**約4人に1人**が仕事復帰まで**2ヶ月以上**かかっています。

「アフラックによる就労困難に関するインターネット調査」(2015年10月)

病気やケガで働けなくなると、収入が減り収支のバランスが崩れるかも…

経営者様や従業員様が  
病気やケガで働けなくなったときの「収入の減少」に備えることができます

特長  
**1**

**病気・ケガで  
働けない場合を保障**

●精神障害や妊娠・出産などを  
原因とする場合を含まず

※就労困難状態に該当している場合。

※就労困難状態および商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

特長  
**2**

**入院中だけでなく  
所定の在宅療養で  
働けない場合も保障**

特長  
**3**

**働けない状態が  
続く限り、  
60歳まで保障します**

会社の必要経費として保険料を全額損金算入しつつ、在職中の備えが可能です

Point 1  
**全額損金**

保険料は、**全額損金に算入**できます。

●解約払戻金がないタイプの保険のため、全額損金算入できます。



Point 2  
**従業員  
の福利厚生**

従業員様が、**働けなくなった期間をサポート**します。

●法人受取の場合、給付金を従業員様への見舞金などに活用できます。  
●従業員受取の場合、従業員様の加入状況により給付金は非課税となります。  
給付金受取人を法人としてご加入されるケースにおいて、法人が受け取った給付金を役員・従業員へ見舞金などの名目で支払う場合、当該見舞金などが報酬(給与)とみなされ、傷病手当金(※)の支給額から控除される可能性があります。個々の取扱などについては、各健康保険組合・協会けんぽ支部などにご確認ください。

(※)会社員など被用者保険にご加入の場合、病気やケガなどで働けなくなったとき、公的保障として最長1年6か月の傷病手当金があります。



さらに  
**休業保障**

経営者様が働けなくなった場合、  
給付金を**経営資金に活用**できます。

●法人受取の場合、売上減少対策・法人の資金繰りなどの休業保障に活用できます。



法人会会員企業にお勧めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます

(引受保険会社)

**Aflac** アフラック  
(アメリカンファミリー生命保険会社)

大分支社 〒870-0034 大分県大分市都町1-2-19 大分郡第一生命ビル7F

法人会フリーダイヤル **0120-876-505**

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

AF漢字-2016-0043 7月29日



大同生命大阪本社ビル(大阪市西区江戸堀) ~加島屋が店を構えた地に建つ~

大同生命は1902(明治35)年に創業しました。  
中小企業経営者のもしものときの力になりたい。  
創業者の一人である広岡浅子が生命保険事業に託した  
「社会の救済」と「人々の生活の安定」という想いは、  
いまでも大同生命に受け継がれています。



広岡浅子(1849-1919)  
~大同生命の創業者の一人~



大同生命の礎を築いた  
大阪の豪商“加島屋”



旧肥後橋本社ビル  
(設計:W・M・ヴォーリス)

長くつづく会社が多い国は、いい国だと思う。

企業を支えつづける夢がある。

**DAIDO** 大同生命保険株式会社

大分支社/大分県大分市都町1-3-22 TEL.097-532-8278

**T&D**  
T&D保険グループ